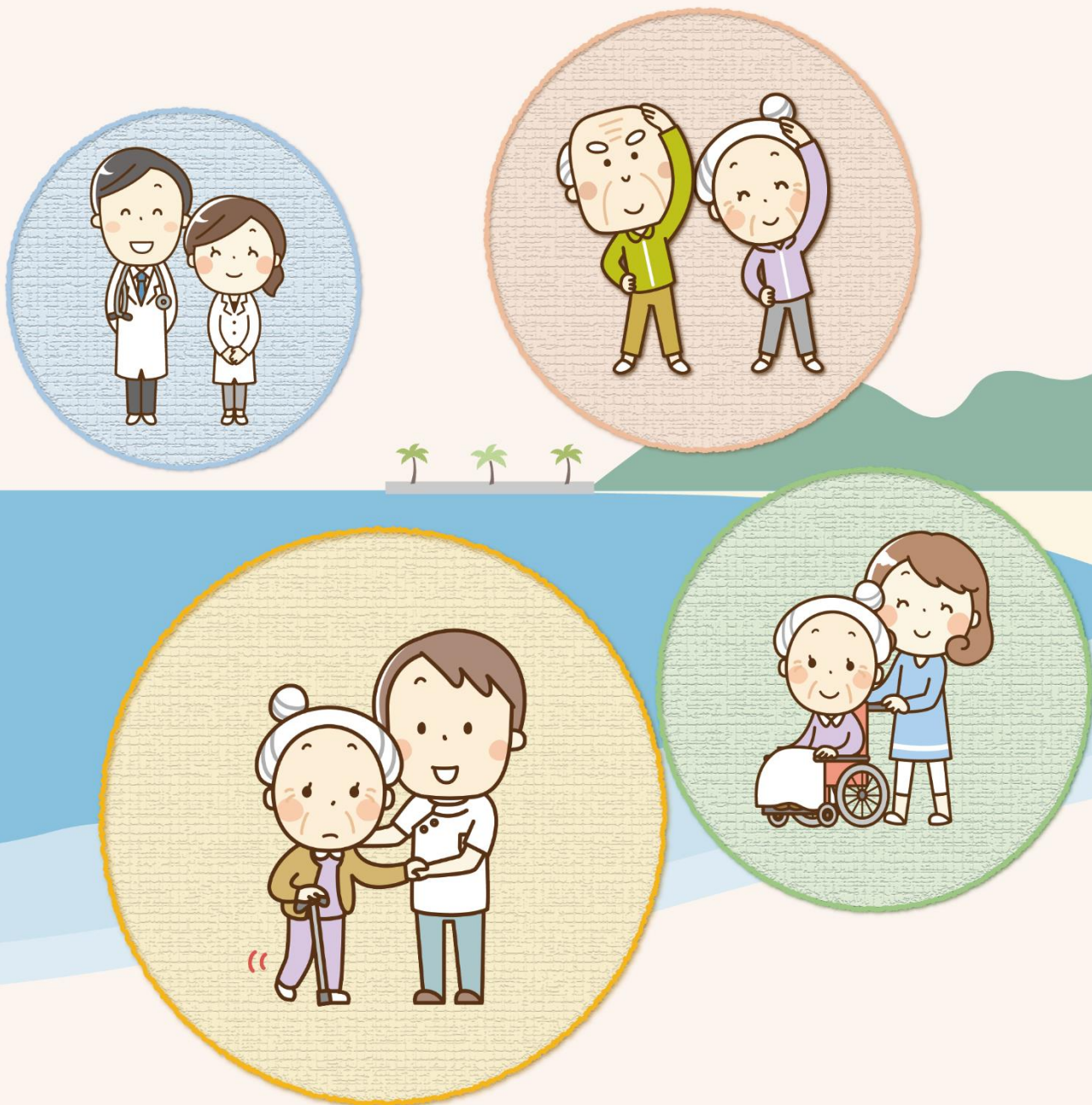


南知多町 高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



計画策定にあたって

計画策定の背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.6%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取り組み内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本町では、令和3年3月に策定した「南知多町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」において、基本理念である「自然豊かなふるさとで いつまでも心豊かに元気で暮らそう」の実現に向け、住み慣れたふるさとで高齢者になっても心豊かに、元気で暮らせるように、介護保険サービスをはじめとして、様々な高齢者施策を推進してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「南知多町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。

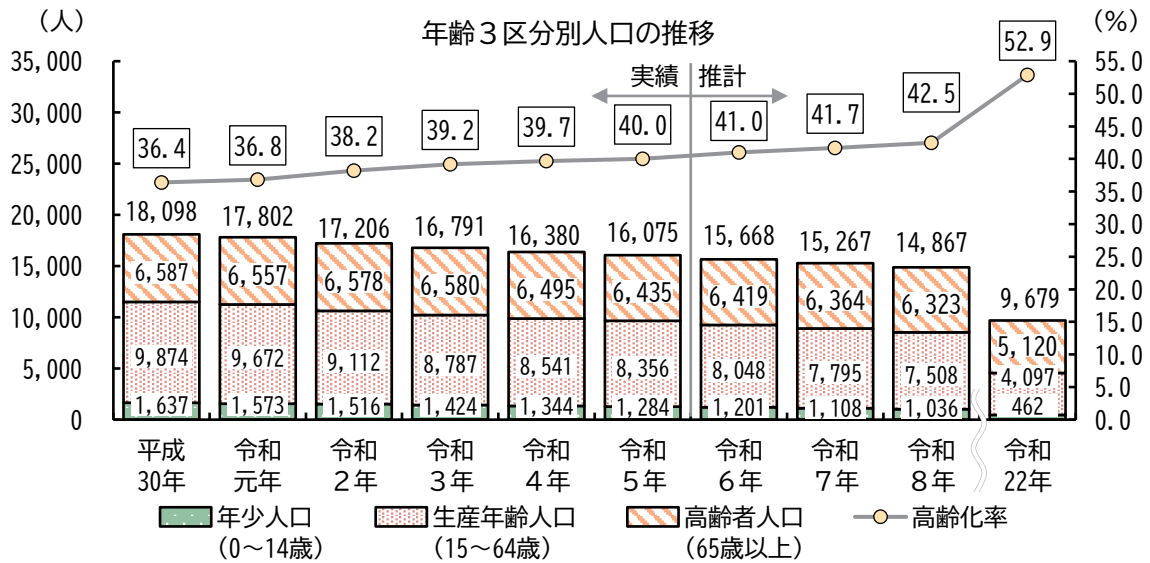


高齢者を取り巻く状況

総人口及び高齢者人口の推移と推計

年齢3区分別人口の推移

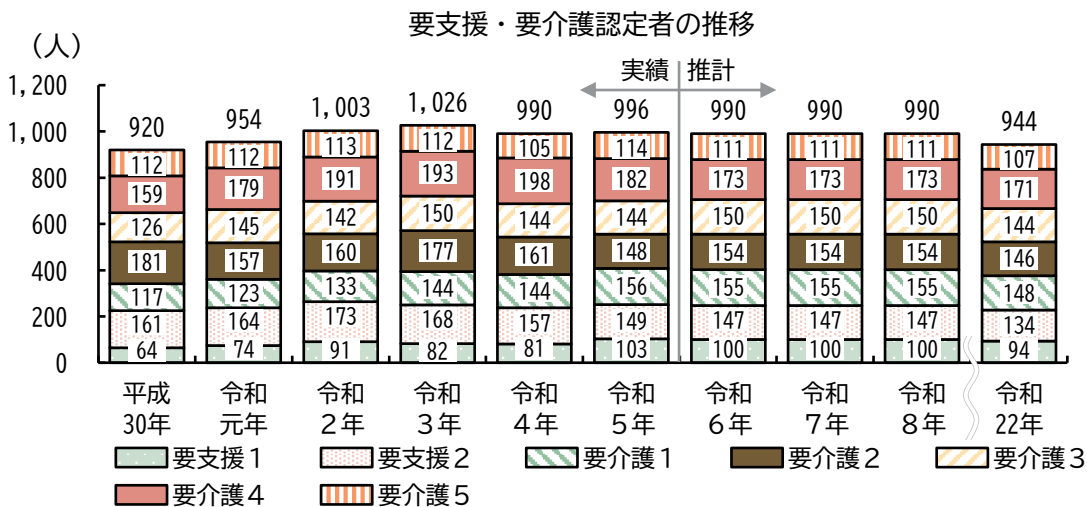
本町の総人口は年々減少しており、令和5年に16,075人となっています。また、高齢者人口も概ね微減していますが、高齢化率は緩やかに増加しており、令和5年に40.0%となっています。令和22年には年少人口が462人、生産年齢人口が4,097人、高齢者人口が5,120人まで減少する見込みですが、高齢化率は52.9%まで上昇すると推計されています。



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在) 推計は地域包括ケア「見える化」システム

要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数は、令和5年に996人となっています。介護度別でみると、要介護4の割合が最も高い傾向にあります。要支援・要介護認定者数は令和6年から令和8年までは横ばいで推移しますが、令和22年には944人まで減少する見込みとなっています。



※第1号被保険者のみ

資料：介護保険事業報告月報(各年9月末現在)、推計は地域包括ケア「見える化」システム

基本理念と施策の体系

計画の基本理念

本町における高齢者や介護保険制度を取り巻く状況は、総人口の減少と高齢者の増加により、高齢化率が増加の一途をたどっており、こうした状況の中でいかに介護保険制度の持続可能性を確保できるのかが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢において、高齢者一人ひとりが、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、包括的な支援体制の整備や総合的な介護予防の推進、そして必要に応じた適切な介護サービスの提供が必要となります。

しかし、高齢者の増加に伴い、介護サービスの安定的な提供は難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、高齢者自らが健康づくりや生きがいづくりに取り組む「自助」、それを地域で支え合い、助け合う「共助」、そしてその取り組みを促進する「公助」が一体となり、取り組みを推進することが必要です。

第7次南知多町総合計画において、基本施策「安心して住み続けられる長寿社会」を掲げ、「保健、医療、福祉などの各政策や、互いに助け合い支えあうコミュニティにより、歳をとっても、また、要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けられる長寿社会の実現」を目指しています。

本計画においても、団塊の世代が75歳以上になる2025年、そしてその先団塊ジュニア世代が65歳以上となり労働人口が大幅な減少に向かう2040年を見据え、持続可能な高齢者福祉と介護保険制度を運営することと、高齢者がいつまでも生きがいをもって、住み慣れた地域で生活できる長寿社会を実現するため、これまでの基本理念を踏まえ、以下のように掲げます。

基本理念

自然豊かなふるさとで いつまでも心豊かに
元気で暮らせる 長寿社会の実現

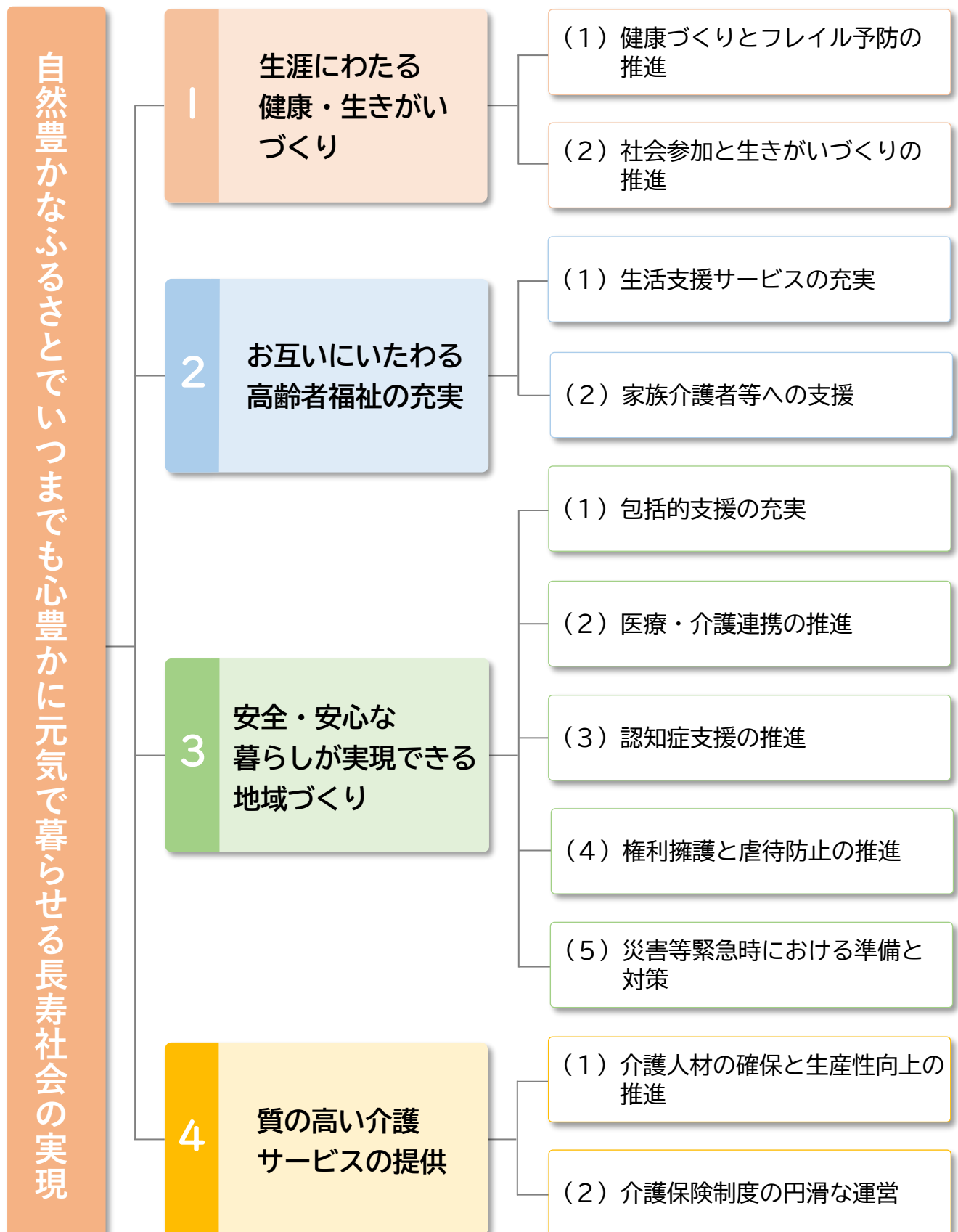


施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



計画の基本目標

(1) 生涯にわたる健康・生きがいづくり

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら生きがいをもって暮らせるよう、ボランティア活動や地域住民活動の推進とともに、生涯学習やスポーツ活動の充実、高齢者の地域での居場所づくり、就業支援の充実、そして健康づくりと保健事業の体系的な取り組みによって、地域社会で積極的に参加し、自分らしい生活を維持できるよう支援を強化します。

基本目標	主な取り組み
健康づくりとフレイル予防の推進	<ul style="list-style-type: none">・介護予防把握事業・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施・元気アップ教室・はつらつ教室・スマートウォッチを利用した介護予防事業・通いの場への参加支援事業・自立支援に向けた取り組みの強化
社会参加と生きがい支援	<ul style="list-style-type: none">・高齢者敬老事業・シルバー人材センター助成事業・自主グループ運営・開設支援・老人クラブ活動助成事業・ボランティア活動・就労支援

(2) お互いにいたわる高齢者福祉の充実

高齢者が抱える問題が多様化・複雑化している中で、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人や子ども等への支援を含む包括的な支援体制を整備します。

また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への負担を軽減するための支援を行い、在宅介護の充実を図るとともに、在宅介護を行う家族を地域全体で支える環境づくりに取り組みます。

基本目標	主な取り組み
生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・生活支援コーディネーターの配置・高齢者助けあいサービス「ミーナ助けあい隊」・介護保険離島交通費扶助・移動支援事業・職員によるひとり暮らし高齢者見守り事業・配食サービス事業
家族介護者等への支援	<ul style="list-style-type: none">・紙おむつ給付事業・家庭介護の意識啓発及びセミナーの開催

(3) 安全・安心な暮らしが実現できる地域づくり

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、総合的な相談窓口である地域包括支援センターの機能向上に努めるとともに、保健・福祉・医療の関係機関と介護の連携を強化し、介護・医療サービスの一体的な実施を推進し、地域の各種団体や住民が連携した「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

基本目標	主な取り組み
包括的支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センターの機能強化・地域ケア会議の推進・重層的相談支援体制の構築
医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none">・切れ目のない提供体制の構築・関係者との情報共有支援・ACPの普及・啓発
認知症支援の推進	<ul style="list-style-type: none">・認知症の人と家族への支援・早期発見・早期対応に向けた体制の整備・認知症サポーター養成やチームオレンジの構築・若年性認知症施策の強化
権利擁護と虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none">・権利擁護事業・高齢者虐待防止事業
災害等緊急時における準備と対策	<ul style="list-style-type: none">・災害時要配慮者支援体制の整備・災害時の介護保険施設等への支援体制・業務継続計画の策定支援・感染症の正しい知識の普及

(4) 質の高い介護サービスの提供

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、介護予防、要介護状態の軽減・悪化の防止等にも取り組むことにより、介護保険制度の持続可能性を確保し、介護サービスの円滑な提供を図ります。また、介護人材の育成・支援や環境整備に向けた取り組みを推進するとともに、適切な介護サービスを利用できるよう、情報提供・相談体制の充実も図ります。

基本目標	主な取り組み
介護人材の確保と生産性向上の推進	<ul style="list-style-type: none">・介護人材確保対策連携の推進・介護サービスの人材の確保及び育成・働きやすい職場への支援・介護離職防止の取り組みの推進
介護保険制度の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none">・要支援・要介護認定の適正化・介護給付の適正化・運営指導・監査の実施・保険料収納率向上

所得段階別保険料の設定

以下のように所得段階別の被保険者数を見込み、保険料を設定しました。

保険料

単位：円

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料	参考月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が町民税非課税の人及び世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.455 (0.285)	28,300 (17,700)	2,358 (1,475)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.685 (0.485)	42,700 (30,200)	3,558 (2,517)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.69 (0.685)	43,000 (42,700)	3,583 (3,558)
第4段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	56,100	4,675
第5段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0	62,400	5,200
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	74,800	6,233
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	81,100	6,758
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	93,600	7,800
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	106,000	8,833
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.8	112,300	9,358
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	1.9	118,500	9,875
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.0	124,800	10,400
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	2.1	131,000	10,917
第14段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人	2.3	143,500	11,958
第15段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.4	149,700	12,475

※第1～3段階の保険料について、公費による軽減措置を実施し、（ ）内の保険料額となります。

南知多町 高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画【概要版】

発行日：令和6年3月

編集・発行：南知多町 健康介護課

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

TEL：0569-65-0711 FAX：0569-65-0694